平成２５年（フ）第７９０９号
東京都府中市住吉町２丁目３－２－106
債務者　長谷　義和
1　決定年月日時　平成25年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉川　幹司
4　破産債権の届出期間　平成25年８月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年10月11日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成25年10月11日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２３号
静岡県富士宮市豊町６番23号、前住所静岡県富士宮市若の宮町620番地
債務者　矢邉　立夫
1　決定年月日時　平成25年８月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小長谷　保
4　破産債権の届出期間　平成25年９月12日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年10月23日午前11時15分
6　免責意見申述期間　平成25年10月22日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２５年（フ）第１００号
長崎県大村市富の原２丁目259番地１　メゾンサンパティーク205号、前住所長崎県諫早市小野町1072番地35
債務者　田中　　修
1　決定年月日時　平成25年７月31日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　八木　義明
4　破産債権の届出期間　平成25年９月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年10月30日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成25年10月23日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２５年（フ）第５２１号
神戸市長田区本庄町５丁目６番６号　大宝ハイツ302号、従前の住所兵庫県明石市魚住町清水960番地の６
債務者　中戸　建一
1　決定年月日時　平成25年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　明石　葉子
4　破産債権の届出期間　平成25年９月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年11月６日午前10時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成25年10月２日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第３４５４号
大阪府吹田市高野台３丁目11番４号
債務者　喜多　良二
1　決定年月日時　平成25年８月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮崎　裕二
4　免責意見申述期間　平成25年12月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３４５５号
兵庫県芦屋市山手町５番37号、住民票上の住所大阪市中央区内久宝寺町２丁目２番１号
債務者　喜多　俊憲
1　決定年月日時　平成25年８月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮崎　裕二
4　免責意見申述期間　平成25年12月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第８３号
北海道苫小牧市宮前町３丁目１番36号　ハイツまるいＮＯ161－105号
債務者　計良　政一
1　決定年月日時　平成25年７月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月30日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２５年（フ）第９４号
北海道勇払郡安平町遠浅43番地
債務者　加藤　亮治
1　決定年月日時　平成25年７月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月30日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２５年（フ）第３３３号
仙台市青葉区片平１丁目３番２－1002号
債務者　千葉　　有
1　決定年月日時　平成25年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月30日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第３７７号
仙台市泉区市名坂字楢町172番地の９　ロイヤルアニバーサリー楢町303
債務者　丹野　一代
1　決定年月日時　平成25年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月30日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第１４６号
茨城県つくば市大角豆887番地１　ラッフィナート202号、前住所茨城県土浦市乙戸南１丁目15番７号　グランディール乙戸南102
債務者　黒澤由紀子
1　決定年月日時　平成25年８月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月30日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２５年（フ）第８６号
新潟市秋葉区飯柳213番地
債務者　齋藤　吉市
1　決定年月日時　平成25年７月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月30日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１７６号
新潟県五泉市城下２丁目405番地14
債務者　渡辺　貴行
1　決定年月日時　平成25年７月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月30日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２０１号
新潟市西区みずき野５丁目７番34号、前住所東京都豊島区池袋３丁目66番８号　ピュア池袋201号
債務者　寺沢みゆき
1　決定年月日時　平成25年７月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月30日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２３４号
新潟市南区上下諏訪木884番地13
債務者　佐藤恵智子
1　決定年月日時　平成25年７月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月30日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２４１号
新潟市西区大学南２丁目14番41号
債務者　金光恵理子
1　決定年月日時　平成25年８月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月30日まで
新潟地方裁判所民事部